



一般事業主行動計画（第4回）

社員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 6月 1日～ 令和9年 5月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：現在、子育てを行う労働者等の職業生活との両立を支援するため改善点がないか検討する。

＜対策＞

- 各 年 7月～ 労働者の制度の利用状況、取り組みの成果について現状を把握
- 各 年 12月～ 社内報などを活用した周知・啓発の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数の促進を図るため、次の施策を実施する。

＜対策＞

- 令和4年 7月～ 管理者が年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年 6月～ 前年度以降の年次有給休暇の取得率を把握
- 令和6年 6月～ 労朝礼・全体会議・社内掲示板にて、有給休暇取得促進の掲示や取得状況の取り組みの内容を周知することとする。

目標3：育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- 令和4年 6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 令和5年 1月～ 制度利用に関して育児休業の取得希望者に講習会の実施する

目標4：小学校入学前の子供を持つ労働希望者の短時間勤務制度を導入する。
又はノー残業デーを実施する。

＜対策＞

- 令和4年 7月～ 社員のニーズとアンケート調査
- 令和5年 6月～ 制度に関する内容を管理職で周知、検討する。
- 令和6年 7月～ 各社員へ制度内容を周知出来る様告知または掲示する。